

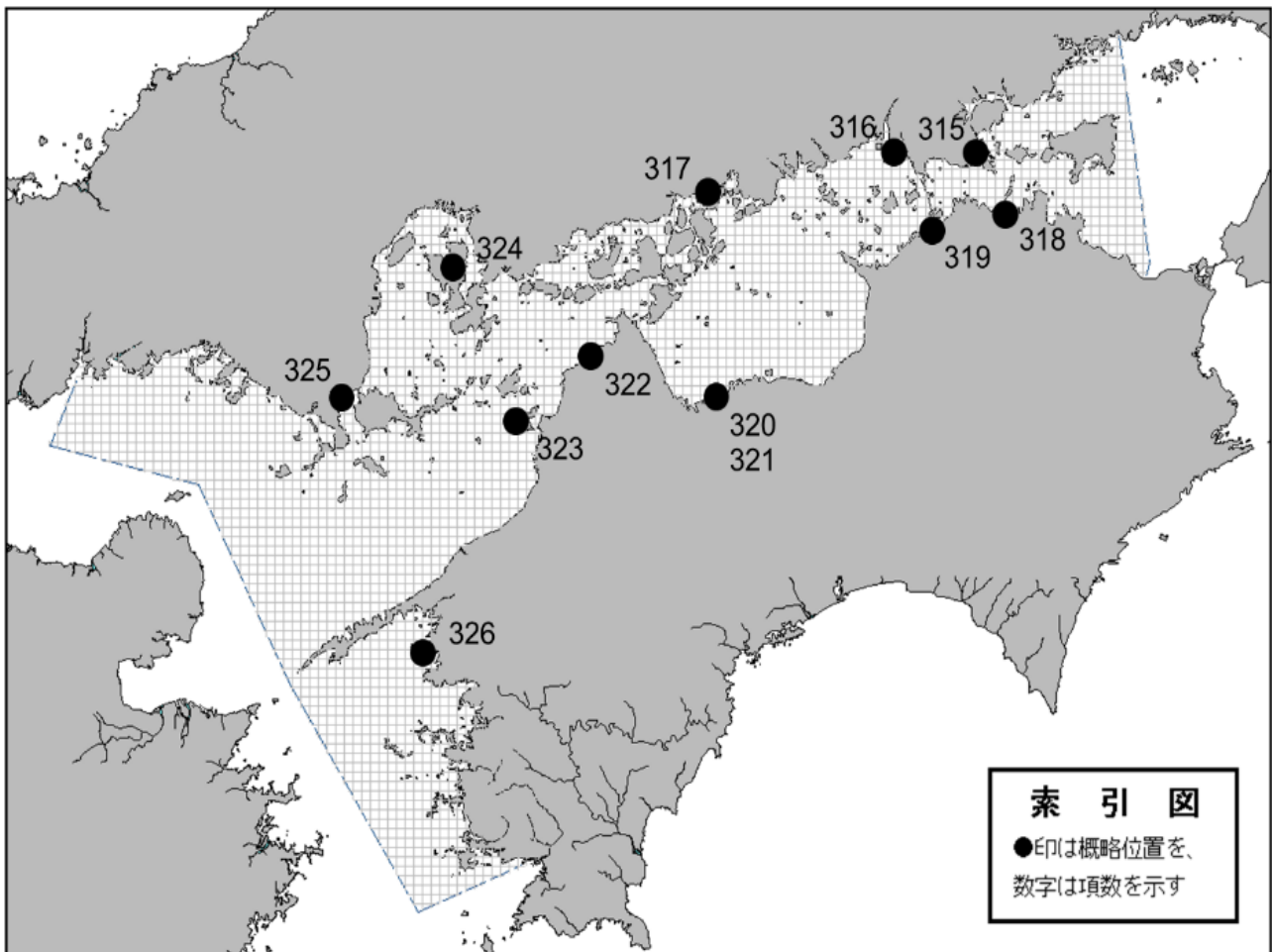


第六管区水路通報 第 32 号

令和8年8月21日

第六管区海上保安本部

- 第 315項 瀬戸内海 - 宇野港付近 魚礁存在
- 第 316項 瀬戸内海 - 水島港 掘下げ作業等
- 第 317項 瀬戸内海 - 尾道系崎港、第1区及び第6区 掘下げ作業等
- 第 318項 瀬戸内海 - 高松港 ドルフィン撤去工事
- 第 319項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸及び付近 船舶通航信号所一部業務休止
- 第 320項 瀬戸内海 - 西条港付近 海上作業
- 第 321項 瀬戸内海 - 西条港付近 ボーリング作業
- 第 322項 瀬戸内海 - 菊間港北西方 栈橋撤去工事
- 第 323項 瀬戸内海 - 伊予灘、釣島 灯台改修工事
- 第 324項 瀬戸内海 - 広島湾、江田島湾 カッターレース
- 第 325項 瀬戸内海 - 大島瀬戸、柳井港 航泊禁止区域設定
- 第 326項 豊後水道 - 奥地湾、三瓶港付近 灯台改修工事



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

★ 8 年 3 1 5 項 瀬戸内海 ― 宇野港付近 魚礁存在

位置 1 34-33-03N 134-01-44E
 備 考 藻場礁、高さ約0.5m
 位置 2 34-32-41N 134-01-21E
 備 考 藻場礁、高さ約0.5m
 位置 3 34-32-39N 134-01-00E
 備 考 藻場礁、高さ約0.5m
 位置 4 34-31-47N 134-00-06E
 備 考 藻場礁、高さ約0.5m
 位置 5 34-31-17N 133-57-40E
 備 考 藻場礁、高さ約0.5m
 海 図 W155-W1114-W153
 出 所 第六管区海上保安本部



★ 8 年 3 1 6 項 瀬戸内海 ― 水島港 掘下げ作業等

水路通報8年31号309項削除
 期 間 令和8年9月30日まで（予備日を含む）の日出～日没
 掘下げ作業
 区域 1 4地点により囲まれる区域
 (1) 34-28-05N 133-45-48E
 (2) 34-28-01N 133-45-48E
 (3) 34-28-00N 133-45-36E
 (4) 34-28-04N 133-45-35E
 備 考 (1) 作業はクラブ浚渫船(スパッド式)で実施
 (2) 夜間、作業船は区域付近に停泊し、作業船の4隅に点滅灯を設置
 (3) 警戒船を配置
 土砂投入作業
 区域 2 4地点により囲まれる区域
 (5) 34-26-28N 133-51-28E
 (6) 34-26-18N 133-51-32E
 (7) 34-26-15N 133-51-16E
 (8) 34-26-24N 133-51-13E
 海 図 W1127A-W1122-W1116
 出 所 水島港長



★ 8 年 3 1 7 項 瀬戸内海 ― 尾道系崎港、第 1 区及び第 6 区 掘下げ作業等

期 間 令和8年8月24日～11月30日までの日出～日没

掘下げ作業

区域 1 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-25-22N 133-15-07E (岸線上)
- (2) 34-25-09N 133-15-13E
- (3) 34-25-04N 133-14-59E
- (4) 34-25-26N 133-14-48E
- (5) 34-25-31N 133-15-01E (岸線上)

備 考 (1) 作業はクレーン付台船(スパッド式)で実施
(2) 警戒船を配置

鋼管撤去

区域 2 4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 34-25-11N 133-15-20E
- (2) 34-25-02N 133-15-24E
- (3) 34-24-59N 133-15-15E
- (4) 34-25-08N 133-15-11E

備 考 (1) 作業は起重機船(スパッド式)で実施
(2) 潜水作業を伴う

揚土作業

区域 3 6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-22-46N 133-05-48E (岸線角)
- (2) 34-22-45N 133-05-50E
- (3) 34-22-38N 133-05-47E
- (4) 34-22-37N 133-05-34E
- (5) 34-22-43N 133-05-26E
- (6) 34-22-44N 133-05-27E (岸線上)

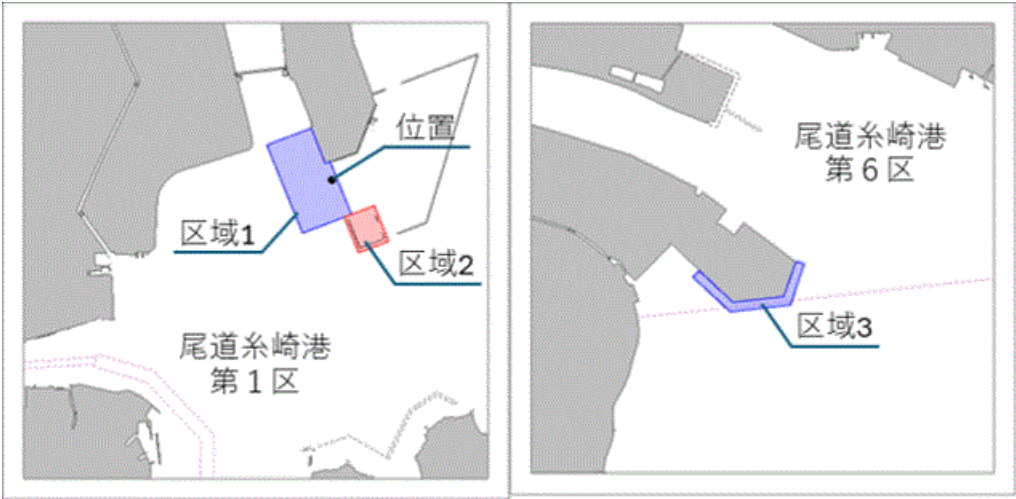
備 考 (1) 作業はクレーン付台船(スパッド式)で実施
(2) 警戒船を配置

灯付浮標一時移設

位 置 34-25-17N 133-15-07E (海図図載位置の真方位356度約115m)

備 考 (1) 作業はクレーン付台船(スパッド式)で実施
(2) 潜水作業を伴う
(3) 掘下げ作業終了後、既設位置へ再設置される

海 図 W119-W114-W118
出 所 尾道系崎港長



★8年318項 瀬戸内海　－　高松港　　ドルフィン撤去工事

期 間 令和8年8月24日～令和9年1月29日（予備日を含む）の日出～日没
位 置 4地点を結ぶ及び陸岸により囲まれる区域
（1）34-21-31N 134-02-59E（岸線上）
（2）34-21-29N 134-03-00E
（3）34-21-24N 134-02-57E
備 考 （4）34-21-25N 134-02-56E（岸線角）
（1）作業は起重機船（スパッド式）で実施
（2）区域を明示する黄色灯付浮標（4秒1閃光）を設置
（3）汚濁防止膜の設置及び撤去を伴う
（4）潜水作業を伴う
（5）警戒船を配置
海 図 W1125
出 所 高松港長



★8年319項 瀬戸内海　－　備讃瀬戸及び付近　　船舶通航信号所一部業務休止

期 間 令和8年9月4日（予備日18日）の0900～1700の内1時間
名 称 青ノ山船舶通航信号所
内 容 豊島レーダー施設のレーダー映像を使用した情報提供業務
海 図 W100A
書 誌 411 8405番
出 所 第六管区海上保安本部

★8年320項 瀬戸内海 ― 西条港付近 海上作業

期 間 令和8年8月24日～12月15日(予備日を含む)の日出～日没
 区 域 4地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 33-57-23N 133-11-56E
 (2) 33-57-12N 133-11-58E
 (3) 33-57-12N 133-11-46E
 (4) 33-57-21N 133-11-45E
 備 考 (1) 作業は起重機船(スパッド式)で実施
 (2) 区域を明示する黄色灯付浮標を設置
 (3) ボーリング槽の四隅に黄色灯(4秒1閃光)を設置
 (4) 夜間、作業船は区域内に停泊し、アンカー位置に黄色灯(4秒1閃光)を設置
 (5) 潜水作業を伴う
 (6) 警戒船を配置
 海 図 W1236-W1128
 出 所 第六管区海上保安本部



★8年321項 瀬戸内海 ― 西条港付近 ボーリング作業

期 間 令和8年8月31日～10月4日(予備日を含む)の日出～日没
 位 置 33-56-58N 133-11-12E付近
 備 考 (1) 潜水士による磁気探査作業を伴う
 (2) ボーリング槽の四隅に黄色灯(4秒1閃光)を設置
 (3) 警戒船を配置
 海 図 W1236-W1128
 出 所 第六管区海上保安本部



★8年322項 瀬戸内海 ― 菊間港北西方 栈橋撤去工事

期 間 令和8年8月31日～10月30日（予備日を含む）の日出～日没

区 域 4点を結ぶ線により囲まれる区域

(1) 34-02-55N 132-51-24E

(2) 34-02-54N 132-51-23E

(3) 34-02-55N 132-51-21E

(4) 34-02-56N 132-51-21E

備 考 (1) 作業はクレーン付台船を使用する

(2) 潜水作業を伴う

(3) 警戒船を配置

海 図 W1138-W104

出 所 第六管区海上保安本部



★8年323項 瀬戸内海 ― 伊予灘、釣島 灯台改修工事

期 間 令和8年9月7日～11月15日（予備日を含む）

名 称 釣島灯台

位置 33-53.6N 132-38.3E

備 考 (1) 改修工事に伴い、灯塔の周囲が灰色のシートで覆われる

(2) 灯火に影響はない

海 図 W1124-W1131-W164-W141-W1102-W1108-W100B

書 誌 411 4901番

出 所 第六管区海上保安本部



★8年324項 瀬戸内海 ― 広島湾、江田島湾 カッターレース

期 間 令和8年9月10日(予備日11日)の0800～1645
 区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-14.5N 132-28.4E(岸線上)
 (2) 34-14.2N 132-27.8E
 (3) 34-14.4N 132-27.8E
 (4) 34-14.6N 132-28.3E(岸線上)
 備 考 (1) コースを示す白色灯付浮標(4秒1閃光)を設置
 (2) 警戒船を配置
 海 図 W142
 出 所 第六管区海上保安本部



★8年325項 瀬戸内海 ― 大島瀬戸、柳井港 航泊禁止区域設定

期 間 令和8年8月23日(予備日24日～26日)の2000～花火打ち上げ終了まで
 区 域 33-57-14N 132-08-05Eの地点を中心とする半径300mの円内
 備 考 (1) 花火大会に伴い、船舶の航泊を禁止する(港長が許可した船舶を除く)
 (2) 花火大会が中止の場合には、航泊禁止措置を行わない
 (3) 巡視艇等が警戒する
 (4) 海上保安官から指示があった場合は、これに従うこと
 海 図 W152-W163
 出 所 柳井港長公示第1号(令和8年8月13日)



★ 8 年 3 2 6 項 豊後水道 ― 奥地湾、三瓶港付近 灯台改修工事

期 間 令和8年8月26日～10月25日(予備日を含む)
名 称 伊予小島灯台
位 置 33-22.6N 132-22.1E
備 考 (1) 改修工事に伴い、灯塔の周囲が灰色のシートで覆われる
(2) 灯火に影響はない
海 図 W156-W1102-W100B
書 誌 411 5638番
出 所 第六管区海上保安本部

